

越前市原油・原材料高騰対策支援事業補助金よくあるご質問

No.	ご質問	回答
<b>制度概要</b>		
1.	事業の目的は。	原油・原材料高騰による企業活動への影響が懸念されており、企業訪問やアンケートの結果からは、仕入額（原材料）の増加や価格転嫁の困難性などによる利益の減少などに加え、電気代や燃油代の負担増が事業活動に大きな影響を及ぼしているとの状況であり、これらの影響を緩和するため、一定の水準に達している事業所に対して支援を行うものです。
2.	補助金の額はいくらか。	一事業者あたり10万円です。
3.	どのような者が対象となるか。	次のいずれかに該当する市内で事業を行う法人及び個人事業主。ただし、政治団体又は、宗教上の組織若しくは団体は補助対象としない。 ①令和3年10月1日以前に創業をした者で、令和4年4月から令和4年12月までの間の任意の連続する3か月間の利益が前年同時期の比較で30%以上減少していること。 ② 令和3年10月2日から令和4年9月1日の間に創業をした者で、「創業日以降の最初の日が属する月から令和4年12月までの任意の連続する3か月の利益」が、「創業日以降の最初の日が属する月から、申請日が属する月の前月までの月平均の利益の3倍（令和5年1月を除く）」に比べ30%以上少ないこと
4.	前年が赤字の場合は補助の対象外になるのか。	売上から経費を差し引いたものを利益と考えており、前年が赤字の場合でも、本年が比較して赤字幅が30%以上拡大していれば対象になります。
5.	売上が減少していない事業所も申請できるか。	支援の要件としましては、原油や原材料の高騰を受け利益が減少している事業所への支援ですので、売上が増加していても仕入価格の増加により、前年と比較して利益が減少しているのであれば対象となります。
6.	申請期間はいつからいつまでか。	令和4年10月11日から令和5年2月10日までです。
7.	申請してどれくらいで補助金が振り込まれるか。	申請を受け付けてから1ヵ月程度かかります。ただし、申請が集中した場合はこれより日数を要する場合も考えられます。
8.	通知書は送られてくるか。	補助金の振込をもって、通知に代えさせていただきます。
9.	補助は複数回受けられるか。	1事業者につき1回です。
<b>支給要件</b>		
10.	対象の法人は。	市内で事業を行う法人及び個人事業主は広く対象としています。ただし、政治団体又は、宗教上の組織若しくは団体は補助対象となりません。具体例は下記のとおりです。

		<p>対象とする→株式会社、有限会社、合同会社、個人事業主、医療法人、農業法人、個人農家、一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人、社会福祉法人、NPO法人</p> <p>対象としない→宗教法人、協同組合、商工組合、自治振興会、実行委員会、団体、土地改良区、労働組合、指定管理</p>
11.	対象業種は。	対象外となる業種はありません。
12.	自営業等を行っているが、給与収入がある場合でも個人事業主となるのか。	<p>この制度での個人事業主の定義としては、令和3年の事業収入と給与収入の大きさにより判定いたします。具体的には、提出いただく令和3年確定申告書の「営業等収入と農業収入、不動産収入」の合計額と「給与収入と公的年金等収入」の合計額を比較し、「営業等収入と農業収入、不動産収入」の合計額が高い方をこの制度では個人事業主と定義します。</p> <p>例. ①令和3年確定申告書の会社からの給与収入が500万円、アパート経営による不動産収入が100万円ある。 →給与収入の方が大きいので個人事業主としてみなさず、対象外となります。</p> <p>②令和3年確定申告書のパートの給与収入が80万円、アパート経営による不動産収入が100万円ある。 →不動産収入の方が大きいので個人事業主とみなします。利益の減少要件を満たせば補助金の対象となります。</p>
13.	個人農家なども含まれるのか。	主たる収入源が減少する事業者に対し補助することとしております。兼業農家などで、農業収入（営業収入を含む）等が給与収入（公的年金を含む）等を上回る場合は、補助対象となります。補助対象となるかどうかは、令和3年の確定申告書の写しにて確認することとしております。
14.	個人の資産で空き家などを貸しているが、空室が出た場合も対象となるか。	申告で事業収入として申告している場合は対象となります。
15.	開業届を出してなくても対象となるか。	個人農家等で、開業届を提出していない個人事業主（フリーランスを含む）も対象としますが、昨年の確定申告を行っていないなどで昨年の利益が確認できない場合は対象外となります。
16.	利益の減少率が29.5%の場合で四捨五入して30%となる場合も対象となるか。	30%未満の方は対象となりません。
17.	様式第1号「申請書兼請求書」や別紙1「要件確認書」等、記入する数字が千円単位となっているが、千円以下の	様式第1号及び別紙1については、簡易的に計算する様式となっているため、四捨五入で記入していただければ結構です。なお、審査の段階では、添付いただく書類を1円単位まで計算して売上減少を

	数字はどのように記載すればよいか。	確認しております。
18.	フランチャイズ経営をおこなっているオーナーは対象となるか。	対象となります。
19.	本社は市外にあるが、支店（営業所）が越前市にある場合、補助金を受けることができるか。	本社機能の有無は要件ではないため、補助の対象となります。
20.	市内に複数の店舗（支店等）を持っているが、それぞれが補助対象となるか。	1つの企業及び個人事業主が複数の店舗等を所有している場合でも、1事業者あたり1回の申請となります。
21.	個人事業主で事業所（店）は市内にあるが、住民登録は市外である場合、補助対象となるか。	個人の住民登録が市外であっても、市内に事業所（店）がある場合には対象となります。
22.	昨年の売上と比較する際に、月の途中（1/16～4/15等）で算定してもよいか。	差し支えありません。
23.	今後、休業要請等が発出され、今後の売上が減少する見込みである場合、事前に見込みで申請することが可能か。	あくまでも実績との比較になるため、前年同時期と比較して、30%以上の減少となる任意の期間の要件を満たした上で、申請してください。
24.	フリーランスでも対象になるか。	対象要件を満たしていれば、補助対象となります。
25.	創業して間もないが、補助対象となるか。	令和4年9月2日以降に事業を開始したものは対象となりません。令和3年10月2日から令和4年9月1日の間に創業をした者は創業者特例の要件を満たせば申請できます。
26.	創業者特例の計算方法は	「創業日以降の最初の一日が属する月から令和4年12月までの任意の連続する3か月の利益」が、「創業日以降の最初の一日が属する月から、申請日が属する月の前月まで（令和5年1月を除く）の月平均の利益の3倍」に比べ30%以上少ないことです。
27.	登記は市外だが、越前市に事業実態がある場合は、補助の対象となるのか。	市内に支店、営業所等があり、事業実態が確認できれば対象となります。
28.	複数業種行っている場合、1つの業種で売上高等減少の要件を満たしている場合は認定可能か。	事業者の行っている事業全体の売上高等が要件を満たしている必要があります。
29.	親子間（第三者を含む）で事業承継した場合も対象となるか。	親子間（第三者を含む）で事業承継した場合は、対象となります。事業承継していることが証明できる書類（個人事業の開業・廃業等届出書、承継前の売上資料）の提出をお願いいたします。
30.	雇われ店長から独立して個人事業主になった場合、業歴を通年でみて申請してもよいか。（居酒屋の雇われ店長だったが、令和4年10月に独立して店を引	事業開始日で判断するため、令和4年9月2日以降に新たに事業開始した場合は対象となりません。（いわゆるのれん分けの場合）ただし、全ての事業を引き継いだ上で創業している場合（いわゆる事業承継）は、対象となります。事業承継していることが証明できる

	き継いだ。前年度の店の売上も比較できる。)	書類（個人事業の開業・廃業等届出書、承継前の売上資料）の提出をお願いいたします。
31.	個人事業主から法人化（法人成り）（又は法人から個人事業主化（個人成り））した場合、対象となるのか。	法人成り・個人成りが確認できる場合は、対象となります。個人（法人）の廃業届、法人（個人）の開業届、承継前の売上資料などで確認します。
32.	会社を設立した日以降に事業の営業許可（その他公的許可を含む）がおりた日が違う場合は、営業許可日を設立日としてよいか。（創業者特例）	会社設立後に営業許可（その他公的許可を含む）がおり、実質的に事業開始が設立日と異なる場合は、営業許可日を設立日として構いません。その際は、申請書の設立日の欄に、許可が下りた日を追記し、許可証を添付してください。
33.	現在、武生商工会議所、越前市商工会の会員ではないが対象となるのか。	商工会議所等の会員であるかは要件ではなく、対象要件に当てはまれば補助対象となります。会員・非会員で提出書類等に差はありません。
34.	法人の場合は何の利益を比較するのか。	法人の場合は昨年と今年の「営業利益」を比較するものとします。
35.	国や県などからの補助金や給付金は利益に含むのか。	補助金などの「雑収入」は、この補助金で言うところの利益には含みません。
<b>申請方法</b>		
36.	申請窓口は、どこになるのか。	武生商工会議所または越前市商工会です。
37.	提出物は	<p><b>【通常】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書兼請求書（様式第1号）</li> <li>・要件確認書（様式第2号）</li> <li>・誓約書（様式第3号）</li> <li>・利益が減少したことを証明する書類</li> </ul> <p><b>【創業者特例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書兼請求書（創業者特例）（様式第1号の2）</li> <li>・要件確認書【創業者特例】（様式第2号の2）</li> <li>・誓約書（様式第3号）</li> <li>・利益が減少したことを証明する書類</li> <li>・開業日のわかる書類</li> </ul>
38.	確定申告を根拠書類とする場合は受領印などが必要か	税務署の受領印などは不要です。
39.	利益の減少を証明する書類はどのようなものを準備すればよいか。	<p>様式第1号や別紙1に記入いただく数字を確認できる任意の書類になります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・決算書（法人）</li> <li>・確定申告書（個人事業主）</li> <li>・損益計算書</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・帳簿</li> <li>・売掛帳、買掛帳</li> <li>・日々の売上を記入したノート等</li> </ul> 等が考えられます。
40.	代表者が申請窓口に行けないため、代理での申請は可能か。	可能です。また郵送での申請も可能です。
41.	メールでの申請も可能か	別紙2（誓約書）が押印または署名が必要になるので、メールでの申請は受け付けていません。
42.	直接市役所に提出できないのか。	武生商工会議所及び越前市商工会に委託して実施しているため、そちらに提出して下さい。
43.	法人の代表取締役と小規模事業者（個人事業主）の2つの肩書があるが、それぞれの申請が可能か。	法人としての確定申告と個人事業主としての確定申告を別に行っている場合は、それぞれ対象になります。
44.	一度提出した申請書類は、返却してもらえるか。	一度提出した書類は、原則、返却しませんので、必要があれば事前に申請書等の写しを保管してください。
45.	申請書類は、どこでもらえるか。	越前市役所産業政策課（2階）、武生商工会議所、越前市商工会で配布しています。 また、市HPからも入手できます。
46.	インターネット上でダウンロードできないのか。	市HPから入手できます。
47.	確定申告書類は、税務署に提出して手元にないが、どうしたらいいか。	確定申告書の写しの再交付について、税務署や契約している税理士にご相談ください。
48.	事業所を引き継いで2事業所になった。前年の売上は、前の事業主から引き継いだ分も含まれるか。	前年の売上には、引き継いだ事業所分も含まれます。
49.	申請した順番に補助金が振り込まれるのか。	随時審査、補助していきませんが、必要書類等の確認で前後する場合があります。
50.	申請してから補助金の振込までの期間はどのくらいか。	1ヵ月程度で振込できるように努めてまいります。ただし、申請が集中した場合はこれより日数を要する場合も考えられます。
51.	窓口で申請を手伝ってほしい。	新型コロナウイルス感染症拡大の防止の観点から、なるべく自宅で書類の作成をお願いします。難しい場合は武生商工会議所または、越前市商工会までお越しください。
52.	記入を間違ってしまった場合はどうすればいいか。	申請時に欄外に捨印を押して下さい。○文字削除 ○文字追加を記載し、訂正したい部分に二重線を引いて修正をして下さい。
53.	押印にシャチハタを使用してもいいか。	シャチハタ印等のゴム印は使用できません。ただし、誓約書以外の氏名や屋号などについては、ゴム印で構いません。
54.	振込先の金融機関に指定はあるか。	ありません。

その他		
55.	振込手数料はかかるか。	申請者に振込手数料のご負担をお願いすることはありません。
56.	個人情報の取り扱いはどのように行うか。	提出された申告情報等は、補助事業のために越前市、武生商工会議所、越前市商工会にて共有されます。その他の目的では使用いたしません。
57.	申請内容に誤りがあった場合はどうすればよいのか。	申請内容に誤りがあった場合は、速やかに越前市までご連絡ください。改めて内容を精査し、補助要件を満たすか再度確認を行います。虚偽等により申請内容に誤りが判明した場合は、補助金を返還いただくこととなります。また、不正受給と判断した場合は、不正受給者は補助金の金額に、民法第 404 条に規定する割合で算出した延滞金を加え、返還請求します。
58.	この補助金は課税対象となるのか。	一般的に補助金は課税対象になると解釈されております。ただし、所得金額によっては、必ずしも税負担が生じるものではありません。詳しくは、お近くの税務署へご相談ください。